

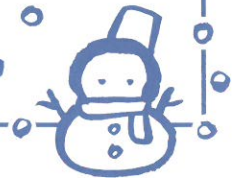
人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
 所長 金丸 憲史
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- | | |
|---|---|
| <p>1 平成 27 年度の過労死は 189 件
初めての「過労死白書」を公表</p> <p>2 特集 長時間労働があった場合は怠らず
実施していますか？ 医師による面接指導制度</p> <p>4 TOPICS
 ●今後のマイナンバー導入スケジュール
 ●新卒の初任給、3年連続の高い引き上げ率
 ●イクメン企業アワード&イクボスアワード 2016
 ●ビジネスパーソン 1000人調査（仕事と健康編）結果公表</p> | <p>6 すっきりわかる。社会保険
パートタイマーの勤務時間を変更。
月額変更届が必要？</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室
何をしたらマタハラになる？具体例を教える</p> <p>8 労働契約は契約です
配偶者手当をやめて保育手当を支給。
これって不利益変更？</p> <p>8 労務ひとこと
定年後再雇用で賃金大幅減
高裁で労働者が逆転敗訴</p> |
|---|---|



平成27年度の過労死は189件

初めての「過労死白書」を公表

平成 28 年 10 月 7 日、厚生労働省が「過労死白書（過労死等防止対策白書）」をまとめ、公表しました。この白書は、平成 26 年に「過労死防止法」が成立したことを受けて、今回初めて作成されたものです。

* * * * *

過労死防止法は、過労死や過労自殺をなくすための国の取り組みを定めたものです。過労死対策を国の責任と位置づけ、過労死や過労自殺の実態調査をおこなって効果的な防止対策を講じ、国会へ年次報告をおこなうことを義務付けています。

精神障害に関する労災が増加

過労死等には大きく分けて「脳・心

臓疾患」によるものと「精神障害」によるものがあります。「脳・心臓疾患」に関する労災の支給決定件数は、平成 19 年度をピークに減少傾向にあり、平成 27 年度は 251 件（うち死亡は 96 件）と、ピーク時の 6 割ほどとなっています。

平成 27 年度の死亡件数は 189 件

一方、「精神障害」に関しては大きく上昇しており、平成 27 年度は 472 件（うち死亡・自殺は 93 件）と、近年高水準で推移しています。

「脳・心臓疾患」と「精神障害」をあわせると平成 27 年度の死亡件数は 189 件です。

先日、大手広告会社の新入社員や電

力会社の管理職の過労死が大きく報道されましたが、毎年これだけの人が過労で亡くなっているのです。

今後の防止策は

白書には、過労死等の防止策に関する大綱が掲載されています。大綱では、今後の防止策の基本的な考え方として、次のような目標をかかげています。

- ・将来的に、過労死等ゼロを目指す
- ・週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5% 以下に（平成 32 年まで）
- ・年次有給休暇取得率を 70% 以上に（平成 32 年まで）
- ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80% 以上に（平成 29 年まで）